

様式第9号

意見書・再意見書

2017年11月15日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとおり
 説明報告書に対する意見書 第3項 を提出します。
 見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称) 大阪学院大学高等学校新校舎・新体育館新築工事
事業区域の位置	吹田市 岸辺南二丁目7-3等
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()

意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> 精神医療は、プライバシーへの配慮が強く求められている事業内容です。建屋の出入りなどの建築意匠は、患者さんのプライバシーへの配慮をもとに作成してください。作成結果をお知らせください。(例えば、クリニックの駐車場前にくつろぐことができる階段入口の建設が予定されているようです。利用者の溜まりや注視が気になります。) ここが病んだ方のカウンセリングを行っています。穏やかな環境での対応が必用です。施設利用時の音や臭い、ごみ等への考慮が必要で穏やかな環境の創造をお願いします。どう対応されるのかお知らせ下さい。(例えば、現時点でも、大学生らが通行中医院の前にゴミをおとされたりたり、タバコを吸って歩行されたり、自転車を置かれたりします。) 岸部の生活環境は工場地帯のような環境です。今後、教育や医療、住居の発展が見込まれます。その中で、みなが憩える場としての場所づくりなどの整備が必要と考えられます。どのような考えをお持ちかお知らせください。 建設後に明らかになる問題もあると思います。その場合は、十分対応していただけることをご提示ください。
	以上

※受付年月日	29年9月14日	※受付番号	第29-L-16号	※受付印
※備考				受付 開発審査室 29.11.15 第29-L-16号

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

No. 1 再見解書

- ・建物への出入り等の計画につきましては「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づきまして中高層協議に伴う説明時に改めてご説明させて頂きます。
- ・本学関係者に対しまして事業敷地周辺を通行する際は規律ある行動をするよう指導致します。
ご指摘のような行為があるか事実確認を行います。本学の学生によりまして定期的に本学周辺や駅前の清掃活動等を実施しておりますが、ご指摘のような事実がもしございましたらモラルある行動をとるよう厳重に注意し再発防止を計ります。
- ・本学の学生によりまして、通勤・通学の時間帯に合わせて、JR 岸辺駅前でごみのポイ捨て防止や歩行喫煙禁止を呼びかける啓発用品を配付したり、地域の環境美化推進活動を実施し様々な環境美化イベントやキャンペーンに参加させて頂いております。また AED（自動体外式除細動器）を学内および学外グランドに設置し学生はもとより、本学を利用する方々や周辺住民の皆さんにも利用いただけるようにしております。地域の皆様が安心して憩える環境作りや、地域環境へ配慮した取り組み、危機管理等の安全への取り組みを実施させて頂いており、今後も継続していく所存でございます。
- ・建設後に建物建設に起因する問題につきましては、当事者間で協議させて頂き対応させて頂きます。

様式第9号

意見書・再意見書

平成29年11月16日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の)
所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項
 説明報告書に対する意見書 第3項 の規定により、次のとおり
 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)大阪学院大学高等専修新校舎・新体育馆新築工事
事業区域の位置	吹田市岸部南二丁目フー3等
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()

意見の内容	別紙添付		
	※受付年月日	※受付番号	※受付印

※受付年月日	平成29年9月14日	※受付番号	第29-L-16号	※受付印
※備考				

- 注 1 □のある欄は、該当する□に印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

見解書に対する再意見書

<意見の内容>

平成29年10月30日、弊社は説明報告書に対する意見書を提出しました。意見書に対して平成29年11月6日に見解書をいただきました。

その上で、下記の点について再意見書として提出いたします。

①

意見書でも触れました通り1208席の観覧席を有する体育館が一体どのようなものか想像できません。それだけに、どのような問題が起るのか見当がつきません。憂慮される点として騒音につき意見書に記入いたしました。騒音の他に、振動についても懸念されます。振動について改めて説明していただきたい。

完成後における体育館施設の機能がどのような形になるのか、それにより弊社1階のテナントおよび2階から4階の住民にどのような支障が発生するか想像が出来ません。完成後の建物の機能について具体的に明らかにしてほしい。

最初に述べた通り、隣接地に想像を超えたものが建つという計画に対して憂慮することが多いです。

②

日影、工事期間中の騒音、工事察業時間等については見解書によれば「中高層協議に伴う説明時に改めて説明」することですが、中高層協議に伴う説明ですが一体どういうものなのでしょうか。具体的に説明してほしい。

③

工事期間中の問題については意見書にて記入しておりますが、工事開始後発生する想定外の問題については、問題が発生した時点で適切な対応を取っていただけるでしょうか。意見書に触れなかったことだから対応しないということのないようにしていただきたい。

④

①、②、③について、弊社が位置する地元自治会に対しても同様の説明を行い、地元自治会との協議を行っていただきたい。弊社は自治会に対して相談をしていきたいと考えております。

No. 2 再見解書

①建設後の体育館からの振動につきましては、体育館自体は床振動などで僅かに振動することは考えられますが、それに伴い周辺まで振動する事は考えにくく、万が一、周辺のマンションが体育館により振動するとすれば、音による伝搬が懸念されます。振動につきましては騒音対策に関係すると考えますので、出来る限り防音効果のある建築資材を使用し、遮音性の配慮に努めます。

体育館につきましては体育活動を行う施設を考えております。バスケットコート2面分のアリーナを考えております。バスケットコート周囲にはスタンド席を設けます。また部室やトイレ、シャワー室、更衣室の設置を致します。

②中高層協議は吹田市の条例でございまして、一定の高さの建築物を建設する際に説明資料をもって近隣のご住民の方に説明が必要になります。この度の建築物につきましては中高層協議に伴う説明が必要な建築物に該当し、日影や工事施工に関する事等をご説明する必要がございます。従いましてご意見を頂きました日影や工事施工に関する資料が整い次第にご説明および協議させて頂きます。

③工事開始後に発生します諸問題につきましては、都度適切に対応させて頂きます。

④対象自治会様に対しましても、中高層協議に伴う説明資料を含めまして同様にご説明致します。